［1～7　略］					
8　電気通信番号規則第10条第1項第1号の電気通信番号	600から始まる電気通信番号				
合　　計					
［9・10　略］					
［注1～5　略］					

［1～7　同左］					
8　電気通信番号規則第10条第1項第1号の電気通信番号	60から始まる電気通信番号				
合　　計					
［9・10　同左］					
［注1～5　同左］					

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第三条　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第11（第25条関係）		**別表第11**（第25条関係）	
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
［1～7　略］		［1～7　同左］	
8　電気通信番号規則第10条第1項第1号に規定する電気通信番号	600DEFGHJK	8　電気通信番号規則第10条第1項第1号に規定する電気通信番号	60CDEFGHJK
［9・10　略］		［9・10　同左］	
［注1・2　略］		［注1・2　同左］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十四条第一項、第四十九条及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。